

国体開催基準要項細則の改訂内容について

改訂前（平成 20 年 3 月 19 日）	改訂後(平成 20 年 4 月 25 日)	備考
<p>5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)</p> <p>(3) ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い</p> <p><u>「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則」及び「国民体育大会におけるドーピング防止規則に対する違反が確定した場合の競技順位・得点等の取り扱い要領」</u>によるものとする。</p>	<p>5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法) (p.16、24、51)</p> <p>(3) <u>参加資格違反並びにドーピング防止規則に対する違反</u>（変更）に関わる順位等の取り扱い</p> <p><u>「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」</u>（変更）によるものとする。</p>	<p>・ H20.4.25 開催国体委員会にて改訂・適用</p>

一家転住等に伴う特例措置の改訂内容について

改訂前（平成 20 年 3 月 19 日）	改訂後(平成 20 年 4 月 25 日)	備考
<p>一家転住等に伴う特例措置</p> <p>・ 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第 3 項-(1)-1) -③) に抵触しないものとする。</p> <p>(1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。</p> <p>(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。</p> <p>(3) 「一家転住等」とは概ね次のことを言う。</p> <p>1) 親の転勤による一家の転居</p> <p>2) 親の結婚、離婚による一家の転居</p> <p>3) 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居</p> <p>(4) 転居先の都道府県予選会締切日以前に、次の手続きを終了していること。</p> <p>1) 別に定める様式により、属していた都道府県体育協会会長及び都道府県競技団体会長の承認を得ること。</p> <p>2) 承認を得た書類については、転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体へ提出すること。</p>	<p>一家転住等に伴う特例措置 (p.32)</p> <p>1. 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第 3 項-(1)-1) -③) に抵触しないものとする。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。〈(3)より移動〉</p> <p><u>1) 親の転勤による一家の転居</u> 〈(3)より移動〉</p> <p><u>2) 親の結婚、離婚による一家の転居</u> 〈(3)より移動〉</p> <p><u>3) 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居</u> 〈(3)より移動〉</p> <p>(3) <u>転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。〈変更〉</u></p> <p><u>1) 本特例を受けようとする参加者は、下記 2.(1)の場合は転居元、下記 2.(2)の場合は転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。</u></p> <p><u>2) 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記 2.(1)の場合は転居先、下記 2.(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。</u></p> <p>2.本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下の通りとする。〈新規〉</p> <p><u>(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。</u></p> <p><u>1) 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合</u></p> <p><u>2) 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合</u></p> <p><u>3) 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合</u></p> <p><u>(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。</u></p> <p><u>1) 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合</u></p>	<p>・ H20.4.25 開催国体委員会にて改訂・適用</p>